

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第2号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年10月16日 04時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県薩摩川内市 藺牟田港沖防波堤東灯台から真方位060° 170m付近 (概位 北緯31° 46.8′ 東経129° 48.0′)	
事故等調査の経過	平成23年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 里沙丸、4.80トン 船舶番号、船舶所有者等 KG3-33896（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ及びプロペラ軸に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船尾約1.5mの喫水で操業を終えて薩摩川内市藺牟田漁港に入航中、左舷方至近にケーソンの水面上に露出した部分を見つけてクラッチを切ったが、平成22年10月16日04時00分ごろ、同漁港入口付近のケーソンに乗り揚げた。 その後、本船は、自力で入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	ケーソンには、水面上の露出部に簡易標識が設置されていたが、陸上の街灯に紛れて判別が難しかった。 船長は、藺牟田漁港入口付近にケーソンが存在し、簡易標識が設置されていることを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、藺牟田漁港に入航中、船長が、船位の確認を行わなかったことから、ケーソンに接近していることに気付かずに航行し、ケーソンに乗り揚げたものと考えられる。 船長は、ケーソンの簡易標識を見落としていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、藺牟田漁港に入航中、船長が、船位の確認を行わなかったため、ケーソンに接近していることに気付かずに航行し、ケーソンに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	